横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 28 日 最近改正 平成 24 年 7 月 11 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例第2条に規定する横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に必要な基本事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会議は戸塚駅西口第3地区に位置する市有地(別図)の活用に関する検 討を行い、提言を行うこととする。

(組織)

- 第3条 検討会議は委員10人以内をもって組織する。
- 2 検討会議の委員は、町内会代表や地元商店会代表、また、弁護士や商業コンサル タント、まちづくりの知識を有する学識経験者及び有識者の中から選定し、市長が 委嘱する。

(委員長)

- 第4条 検討会議に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、検討会議の会議(以下「会議」という。)を掌理し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指 名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の招集及び定足数)

- 第6条 検討会議は、委員長が招集する。
- 2 検討会議の定足数は、委員の半数を超える出席を要するものとする。
- 3 委員は会議に出席できない場合は、その旨をあらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員の代理)

第7条 委員の代理は、認めないこととする。

(意見の聴取等)

- 第8条 検討会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができ る。
- 2 傍聴を認める者の定員は委員長が定める。

(会議の公開)

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 31 条の規定により、検討会議の会議については一般に公開するものとする。 ただし、同条ただし書きの規定による場合は、その限りではない。

(秩序の維持)

- 第10条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 2 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、 委員長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障が あると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為 をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場 合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命 じることができる。

(開会、閉会)

第12条 会議の開会及び閉会は、委員長が宣告して行う。

(定足数に関する措置)

第13条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないとき は委員長は流会を宣告する。

(退席)

- 第14条 委員は、会議中は原則として退席できない。ただし、やむを得ず退席しようとするときは、その旨を告げて委員長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定の適用を受け、委員が退席する場合においては、定足数に影響を与えないものとする。

(発言)

- 第15条 発言しようとする委員は、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 発言は、議題外にわたることはできない。
- 3 委員長は、議事を整理するために必要があると認めたときは、委員の発言を止め、 又は議事を中止することができる。
- 4 委員長は、委員が第1項、第2項、第3項に従わない場合は、委員の退席を求めることができる。この場合においては、定足数に影響を与えないものとする。

(採決)

- 第16条 委員長は、採決しようとするときは、その旨を宣告する。
- 2 採決の際会議場にいる委員は、表決しなければならない。
- 3 表決には、条件を付けることができない。
- 4 検討会議の議事は出席した委員の3分の2を超える表決をもって決する。
- 5 第2条に定める提言の採決において3分の2を超える表決を得られない場合は、 その時点の複数の案を整理して提言とする。

(議事録)

- 第17条 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条により、議事録等の写し 等を、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、 ホームページへ掲載するものとする。
- 2 委員長は、会議を開催したときは、議事録を作成し、出席及び欠席委員の氏名、 議事の要領並びに議決の結果その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、委員長及び委員長の指名する委員1人が署名しなければならない。

(庶務)

第18条 検討会議の庶務は、都市整備局市街地整備部市街地整備推進課及び市街地 整備調整課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成 24 年 2 月横 浜市条例第 4 号)の施行日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

